

様式 4

南相馬市監査委員公表第 1 1 号

令和 2 年 1 月 2 7 日付け南相馬市監査委員公表第 1 号で公表した監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知等がありましたので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

南相馬市監査委員 小 澤 政 光

南相馬市監査委員 鈴 木 昌 一

監査結果に係る措置通知書

コミュニティ推進課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>ふるさと応援寄附金協働のまちづくり事業助成金について（特定非営利活動法人相馬救援隊）</p> <p>1 平成31年3月31日付で提出のあった事業実績報告書を確認したところ、「共通経費（当該団体が活動する事務所家賃、光熱水費、通信費等）」、「一般管理費（助成対象経費と共通経費の合計額に対し約20%を乗じて得た額）」が助成対象経費として含まれていました。しかし、南相馬市ふるさと応援寄附金協働のまちづくり事業交付要綱（以下「交付要綱」とする。）では、「共通経費」及び「一般管理費」については、助成対象経費から除外されており、正当な助成対象経費には当たらないと考えますので、交付要綱の規定に基づいて算出した正当な助成金の額に是正してください。</p>	<p>「共通経費」は、交付要綱第9条第1項の助成対象事業実施に必要な経費、また、「一般管理費」は、交付要綱第9条第1項及び別表1の項目に関する事業として、助成対象団体が行う事業に関連する運営経費であるものととらえ、適用したものです。なお、令和元年度に交付要綱を改正し、「一般管理経費」及び人件費について交付対象とすることができるようにしました。</p> <p>これまで、「共通経費」「一般管理経費」は、助成対象事業を行う上で必要な支出と判断し、認めていました。しかしながら、市に寄せられた寄附金を原資として行う事業であっても、それは公金であり、対象経費を明確にする必要があると判断し、要綱改正に至ったものです。</p>